

第3章 分野別施策

1 啓発・広報

(1) 啓発・広報活動の推進

現在、本市では、市報やホームページへの障害福祉に関する記事の掲載等、様々な啓発・広報活動を行っています。

障害福祉の用語についての認知率をみると、障がいのない人について実施したアンケート調査結果では、障害者基本法に定められた「障害者週間」について、知っている割合は5.8%にとどまっており、低い認知率であることがわかりました。(図1) その他の用語の認知率については、障害福祉の基本原則である「ノーマライゼーション」に関しては26.9%、障がいの別なく支えあっても生きる社会である「共生社会」については、42.5%となっています。(図2、図3)

また、障がいのある人のことを正しく理解してもらうための啓発活動として、「児童や生徒に対する福祉教育を充実させる」が23.0%と最も多く、以下「障がいのある方と地域住民がふれあうイベントを充実させる」(20.9%)、「スポーツ、文化活動など地域活動を通して地域住民と交流を深める」(17.3%)「広報紙・ホームページなどで啓発する」(14.0%)と続いています。(図4)

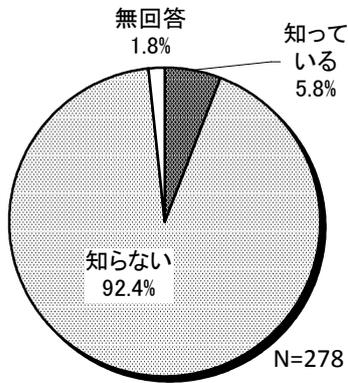
さらには、アンケート分析の結果、「障がいのある人に関心がある人」、「一緒に交流や活動をしたことがある人」は、障がいのある人が地域の中で生活・活動することについて「協力したい」という回答が多くみられました。(図5、図6)

こうした結果から、本市で行ってきた市報やホームページ等により障がいや障がいのある人への理解を深める活動を充実させるとともに、障がいのある人もない人も一緒に交流や活動をする場づくりを進めていく必要があります。

○障害福祉の用語について

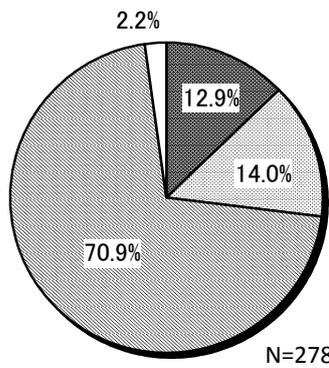
(図1)

【「障害者週間」の認知】



(図2)

【「ノーマライゼーション」の認知】



(図3)

【「共生社会」の認知】

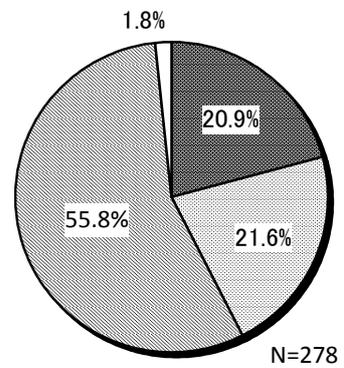
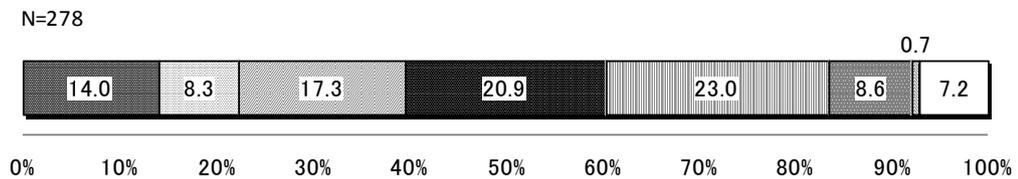


図2・図3

- 聞いたことがある意味も知っている
- ▨ 聞いたことはあるが意味は知らない
- ▩ 聞いたことがない
- 無回答

○障がいのある人のことを理解してもらうための啓発活動について

(図4)

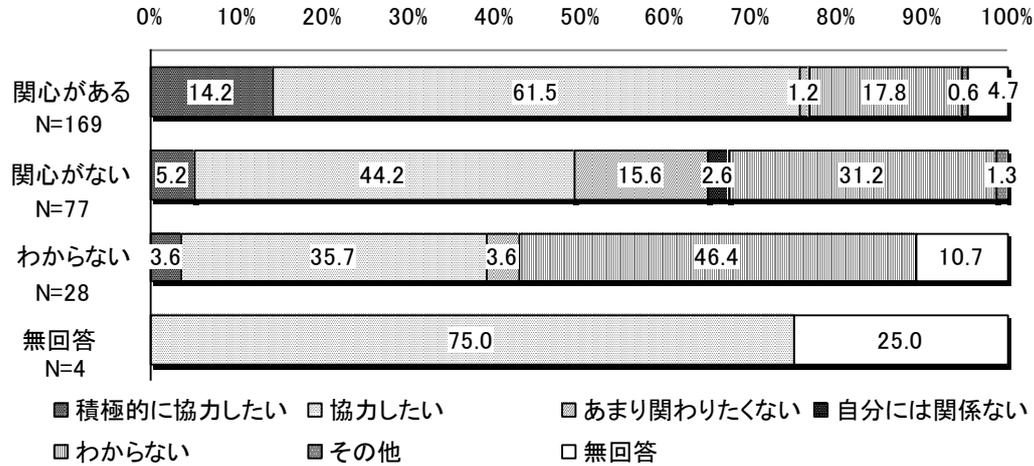


- 広報紙・ホームページなどで啓発する
- 住民や企業を対象とした講座や講演会を開催する
- スポーツ、文化活動など地域活動を通して地域住民と交流を深める
- 障がいのある方と地域住民がふれあうイベントを充実させる
- 児童・生徒に対する福祉教育を充実させる
- 障がい者団体や関係グループの活動をPRする
- その他
- 無回答

○障がいのある人が地域の中で生活・活動することについて（クロス分析）

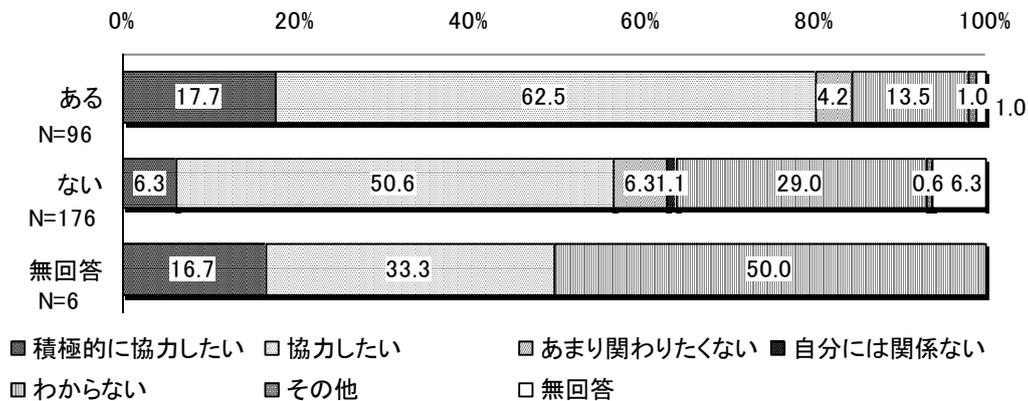
（図 5）

【障がいのある人の現状や課題についての関心度】



（図 6）

【障がいのある人と一緒に交流や活動をした経験】



施策の方向

①広報紙等の活用

障がいについての広報記事を載せる等、障がいや障がいのある人に関する理解を深めるため、市報やホームページ等を積極的に活用し、啓発・広報活動に努めます。

②障がい者虐待防止等の啓発【重点施策2】

障がいのある人への虐待は、人間としての尊厳を損なうものであり、障がいのある人の自立及び社会参加にとって、障がいのある人に対する虐待を防止することが、極めて重要であると言えます。そのため、虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障がいのある人の保護、自立支援のための措置、養護者の負担の軽減等が法律で定められます。また、虐待問題を虐待者と被虐待者の関係にとどめず、社会全体で共有すべきという視点から、虐待を発見した市民には市等への通報義務があること等、必要な事項の周知・啓発を図っていきます。

③関係機関・組織との連携

財団法人岐阜県身体障害者福祉協会、社会福祉協議会や身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員、自治会、区等と連携し、障がいや障がいのある人についての正しい認識を深めるための広報・啓発活動を推進します。

④「障害者週間」等の周知

市報等により「障害者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）、「障害者雇用支援月間」（9月）の周知を図るとともに、機会をとらえた障がいへの理解を深める行事の開催を支援していきます。

⑤交流活動の推進

引き続き、長良川ふれあいマラソンを支援し、障がいのある人同士のふれあいや障がいのある人と一般ランナーとの交流を推進していきます。また、長良川ふれあいマラソンの参加者が増加していくように積極的に周知します。さらには、障がいのある人もない人も誰もが参加できる新たなふれあい交流事業を検討していきます。

⑥障がいに関するマークなどの周知・啓発

障がいに関するマークや黄色いハンカチ運動等の周知・啓発を引き続き推進していきます。

主な障がいに関するマーク

障がい者のための国際シンボルマーク



身体障がい者標識



聴覚障がい者標識



ほじょ犬マーク



(2) 福祉教育の推進

現在、本市では、学校においてボランティア活動に参加する等、交流の機会を積極的に設けています。

障がいのない人のアンケート調査結果では、障がいのある人のことを正しく理解してもらうための啓発活動として、「児童や生徒に対する福祉教育を充実させる」が23.0%と最も多くなっております。(図7) また、障がいのある人にとって住みやすいまちをつくるための方策として「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」が36.7%と最も多くなり、福祉教育の重要性を認識していることがわかりました。(図8)

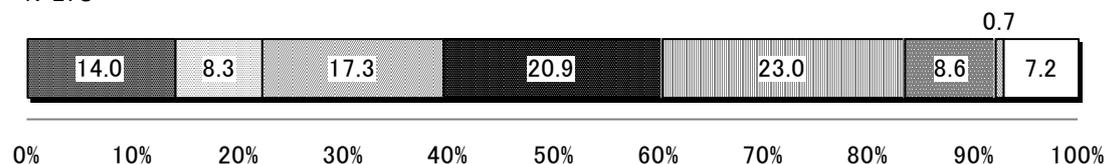
一方、障がいのある人の調査では、「障がいのある方が地域や社会に積極的に参加していくために必要なこと」として、「地域の人々が障がいのある人を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実」を20.9%の人が選んでおり、特に知的障がいのある人は47.1%と約半数の人がこの施策が必要と考えていることがわかりました。(図9、表1)

これらの結果を踏まえて、学校における福祉教育を積極的に推進していくとともに、子どもから高齢者まですべての市民を対象に、障がいや障がいのある人に対する理解や関心を高める福祉教育の充実が必要となります。また、障がいに対する理解をふれあいや交流によって深めるため、特別支援学校や障がい者施設との交流機会の充実を図る必要があります。

○障がいのある人のことを正しく理解してもらうための啓発活動について

(図7)

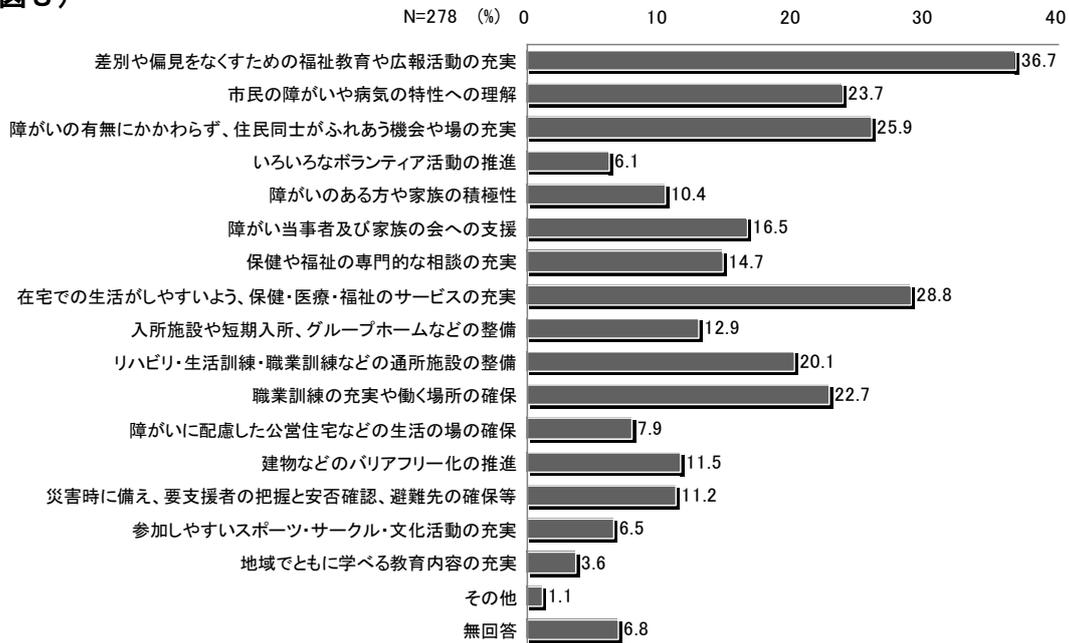
N=278



- 広報紙・ホームページなどで啓発する
- 住民や企業を対象とした講座や講演会を開催する
- スポーツ、文化活動など地域活動を通して地域住民と交流を深める
- 障がいのある方と地域住民がふれあうイベントを充実させる
- 児童・生徒に対する福祉教育を充実させる
- 障がい者団体や関係グループの活動をPRする
- その他
- 無回答

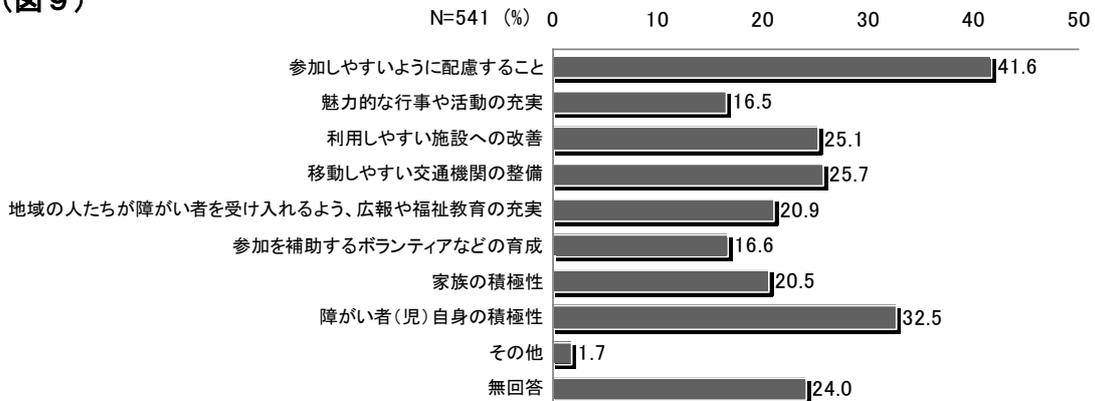
○障がいのある人にとって住みよいまちをつくるため必要なこと

(図8)



○障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくために必要なこと

(図9)



(表1)

上段：実数
下段：(%)

	全体	参加しやすいように配慮すること	魅力的な行事や活動の充実	利用しやすい施設への改善	移動しやすい交通機関の整備	地域の人たちが障がいを受け入れるよう、広報や福祉教育の充実	参加を補助するボランティアなどの育成	家族の積極性	障がい者(児)自身の積極性	その他	無回答
全体	541	225	89	136	139	113	90	111	176	9	130
	100	41.6	16.5	25.1	25.7	20.9	16.6	20.5	32.5	1.7	24
身体障害者手帳	374	148	46	94	99	55	53	64	115	6	105
	100	39.6	12.3	25.1	26.5	14.7	14.2	17.1	30.7	1.6	28.1
療育手帳	68	35	22	23	12	32	22	24	21	-	7
	100	51.5	32.4	33.8	17.6	47.1	32.4	35.3	30.9	-	10.3
精神障害者保健福祉手帳	60	27	15	15	16	15	8	13	27	1	9
	100	45	25	25	26.7	25	13.3	21.7	45	1.7	15
重複して持っている	18	9	3	4	5	7	4	8	7	1	2
	100	50	16.7	22.2	27.8	38.9	22.2	44.4	38.9	5.6	11.1
無回答	21	6	3	-	7	4	3	2	6	1	7
	100	28.6	14.3	-	33.3	19	14.3	9.5	28.6	4.8	33.3

施策の方向

①交流教育の推進

市内の障がい者施設等と市内の小・中学校、高等学校との交流活動や訪問活動等を推進します。また、各学校で特別支援学級の児童・生徒とともに学習する「交流及び共同学習」の機会の充実を図ります。

②人権及び福祉教育の推進

園児、児童、生徒、それぞれの発達段階に応じて、障がいや障がいのある人についての知識・理解を深め、態度を育てることは、子どもたちの現在・未来にとって重要なことでもあります。また、将来にわたるノーマライゼーションの精神を身につけさせ、普及させるためにも、学校や園における人権及び福祉教育の推進を図ります。

③地域での障害福祉に関する学習機会の提供

一人でも多くの方が障がいに関心を持ち、思いやりや助けあいのところについて理解し、自らが積極的に行動することができるようワークショップやフォーラム、座談会等を開催し、地域で障がいについて学習する機会を提供します。また、その中から問題点や課題を洗い出し、今後の対応策を検討します。

④家庭における福祉教育の推進

子どもが人間として育つ最初の生活の場が家庭であり、ほとんどの親は意識せずに福祉教育を行っています。その福祉教育を、確かな拠りどころを持って進めていただくために、親を対象とした障害福祉に関する学習会の実施を検討します。

また、家庭内での実践を通して、親から子へ、子から孫へと障害福祉についての心構えや態度が受け継がれるように意識啓発を行います。

⑤生涯学習活動による市民意識の向上

生涯学習活動として、福祉活動に関する講座を充実させ、その中で障害福祉教育を進めます。また、地域における人権学習や世代間交流事業等を積極的に支援し、障害福祉に関する学習機会の促進を図ります。

(3) ボランティア活動の推進

本市では、社会福祉協議会の市民活動ボランティアセンターを中心に各種ボランティア活動が推進されています。

障がいのある人のアンケート調査結果では「地域のボランティアと知り合いになりたい」という質問に対して28.1%がそのように“思う”と回答しており、障がいのある人もボランティアの人々と交流を図りたいというニーズがあります。(図10)

一方、障がいのない人のアンケート調査結果では、ボランティアの経験がある人は、2割(14.7%)に届いていませんが、今後のボランティア活動への参加意向は、「機会があれば参加したい」が50.4%と約半数を占めています。(図11、図12)

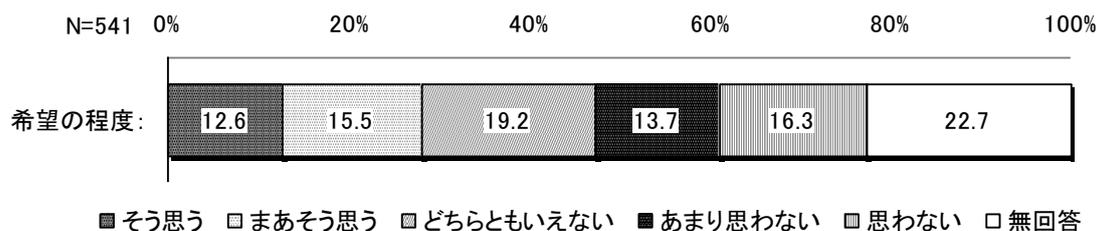
また、ボランティア活動を活発にするために必要なものとして、「情報提供、相談窓口の充実」がもっとも多くなっています。(図13)

今後は、障がいのある人のニーズを踏まえたうえで、市と社会福祉協議会が連携を強化し、市民誰もが気軽にボランティア参加に結びつくような環境づくりを進めていく必要があります。

○ボランティア活動について

(図10)

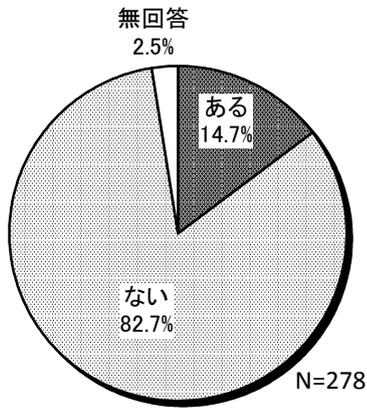
【②地域のボランティアと知り合いになりたい】



○ボランティア活動について

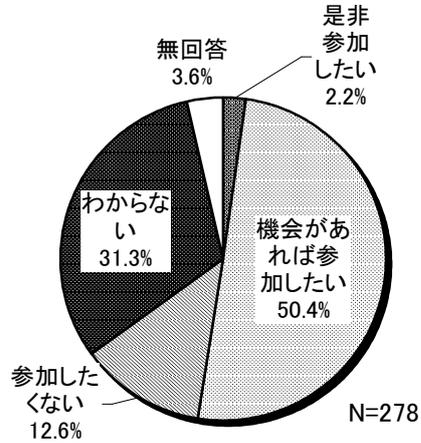
(図 11)

【ボランティアの参加経験】



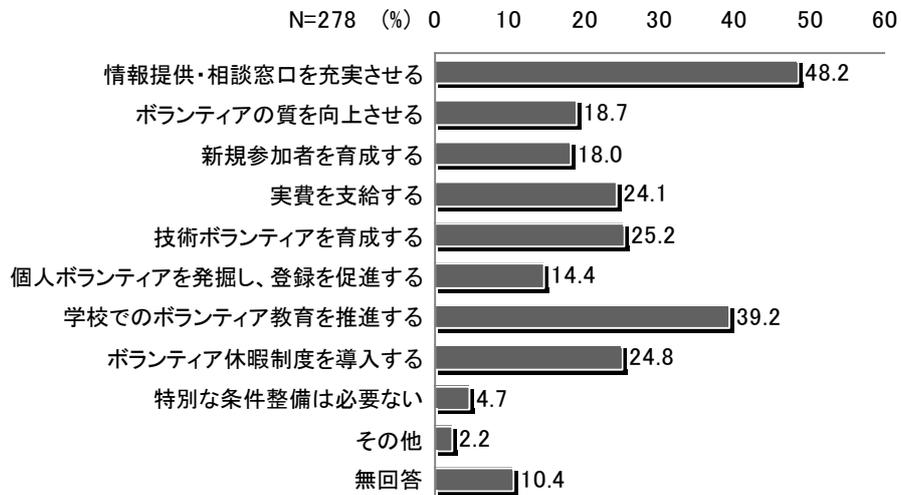
(図 12)

【ボランティアへの参加意向】



(図 13)

【ボランティア活動を活発にするための施策】



施策の方向

①ボランティア育成の推進

現在、社会福祉協議会の市民活動ボランティアセンターが中心となってボランティア育成が進められています。今後も市報等を活用し、より多くの方がボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加する人が増えていくようにボランティア育成の推進を図ります。また、各種ボランティアの質・量の充実に向けた取り組みを支援します。

②ボランティア活動の活性化

ボランティアに対する啓発や情報提供の充実を図り、各ボランティア団体の交流や情報交換の場を提供するとともに、ボランティア連絡協議会を中心として各団体の連携を図り、ボランティア活動の活性化に努めます。

③地域の見守り・支えあい活動ネットワークづくり

見守り・支えあいが必要な障がいのある人に対して地域住民、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会、区等によるネットワークの形成を推進します。

④ボランティア活動の普及・啓発

市報やホームページ等を活用し、市民にボランティア活動を普及・啓発するとともに、地域、企業等に対して、ボランティア活動への理解、普及を図ります。また、地域においても、ボランティア活動への参加を呼びかけていきます。

⑤障がいのある人のボランティア活動の推進

障がいのある人が、地域の福祉活動に参加し、自らの経験や知識を活かすことは、自分自身の生きがいとも繋がります。障害福祉活動の人材確保が必要とされるなか、社会福祉協議会と連携し、障がいのある人自身のボランティア活動への参加を呼びかけていきます。

2 生活支援

(1) 相談・支援体制の充実

現在、本市では、窓口での対応のほかに、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員等による見守りや訪問活動、相談支援を行っています。

障がいのある人に対するアンケート調査結果では、生活上の困りごとを相談する人がいるとよいと“思う”人は56.0%おり、半数以上の人々が相談ニーズを持っていることがわかりました。また、そのニーズが実現できているかというところ24.0%が“実現している”、22.6%が“実現していない”という回答に分かれています。(図14)

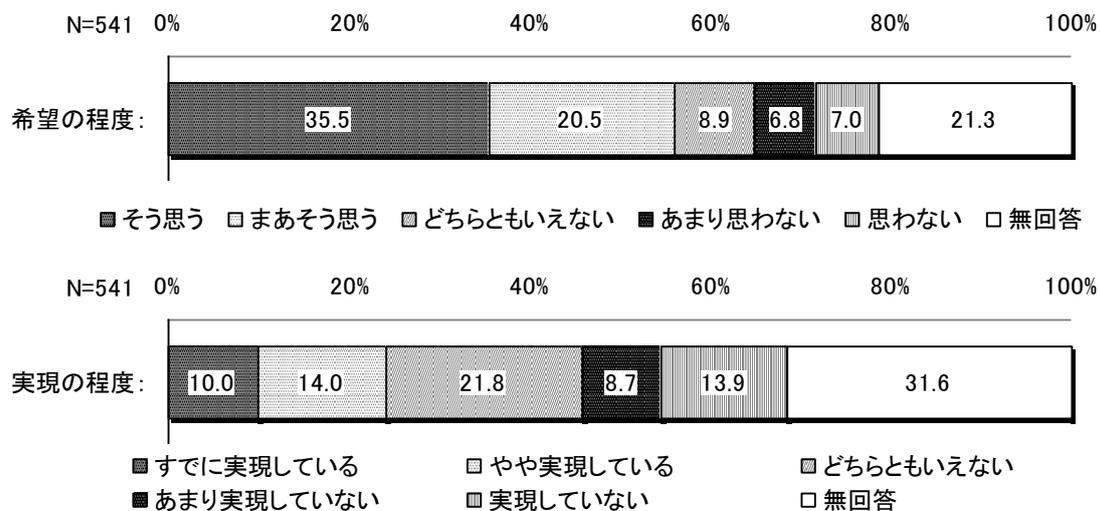
法定のサービス以外で、特にどのような支援が必要かという設問については、「ちょっとした不安等でも相談にのってくれる身近な相談サービス」(22.7%)が最も多くなっていました。(図15)

今後は、様々な相談ニーズに対応すべく相談窓口の拡充、相談サービスに関する情報提供等相談支援体制を充実していく必要があります。また、障がいの程度や状況によって、求める支援が異なるため、そのニーズを的確に把握し、適切な支援につなげる相談員のスキルの向上も図っていく必要があります。

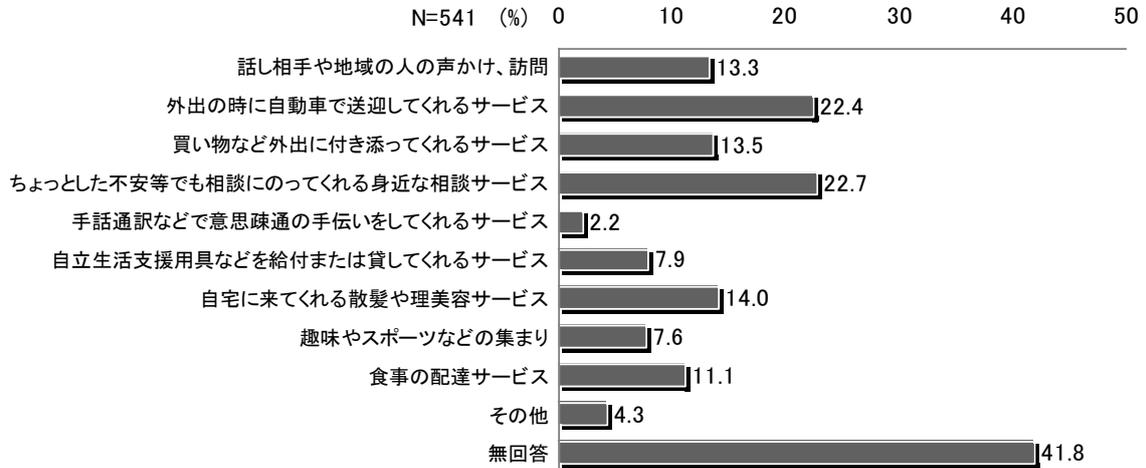
○生活上の困りごとの相談について

(図14)

【③生活上の困りごとを相談できる人がいるとよい】



○法定サービス以外の必要な支援
(図 15)



施策の方向

①身近な相談体制の推進

相談窓口が身近な地域にあることにより、問題が早期発見され、多くの問題が解決されることから、市民の見守り活動や身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員等による訪問活動のほか、訪問機会のあるサービス提供事業者等による見守り活動、保健師による訪問活動の充実等を推進します。そして、地域における身近な相談活動を活発化させ、関係機関との連携を図りながら、気軽に相談できる身近な相談体制づくりをプライバシーに配慮しつつ推進します。

また、相談支援事業所（海津市障がい者生活支援センター、ゆう、大垣市柿の木荘、せせらぎ、グリーンヒル）の周知を図り、相談しやすい体制づくりを推進します。

■数値目標

(件)

評価指標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談支援事業所における相談支援利用件数	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600

②総合的な相談支援体制づくり【重点施策1】

地域の身近な相談窓口では対応できない相談内容や、緊急の対応が必要な場合等に、市や医療機関等の専門窓口、相談支援事業所による総合的に支援する体制づくりを推進します。また、平成24年4月から「発達支援センター」を海津総合福祉会館内に設置し、“とぎれのない支援”をめざして、相談支援、発達支援、普及・啓発活動を行います。さらには、ケース検討会を通じて支援方法の検討や、保育園等訪問を実施して園等との連携を図りながら支援をしていきます。

③福祉サービス利用の支援

福祉サービスを必要とする在宅の障がいのある人に対し、在宅サービスの利用援助、ピアカウンセリング、介助相談や情報の提供等を行うことにより、障がいのある人やその家族の地域における生活を支援していきます。

④相談員のスキルアップ

社会情勢の変化に伴い、障がいのある人の悩みも多種多様になってきています。相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、相談員の研修を充実させ、スキルアップに努めます。

(2) 福祉サービスの充実

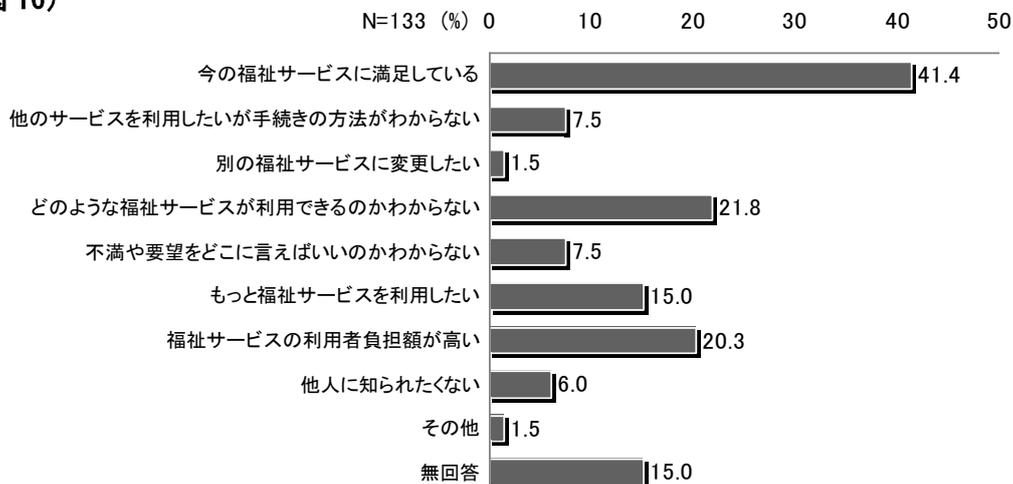
現在、「障害者自立支援法」の廃止が決定され、今後は平成 25 年度からスタートを予定している障害者総合福祉法（仮称）にもとづく障害福祉サービスが展開されることとなります。

アンケート調査結果では、現在利用している福祉サービスについて感じることは「今のサービスに満足している」が 41.4%と最も多くなっており、以下「どのような福祉サービスが利用できるのかわからない」（21.8%）「福祉サービスの利用者負担額が高い」（20.3%）と続いています。（図 16）また、障がいのある人を介助している人は、身体障がいのある人で「配偶者」、知的障がいのある人、精神障がいのある人で「父親・母親」が多くなっています。（表 2）

今後、現在の利用者の満足度をさらに高めてゆくためにも、一人ひとりに必要な障害福祉サービスの提供の充実が求められます。また、アンケート結果でもわかるように、配偶者や親等の協力がなければ現在の生活を続けることが難しい現実があるため、障がいのある人へのサービスの充実とあわせて、高齢化が進む介助者の心身両面のケアについても検討していく必要があります。

○現在利用している福祉サービスについて

(図 16)



○障がいのある人を主に介助している人

(表 2)

上段：実数
下段：(%)

	全 体	配偶者 (妻・夫)	父親・ 母親	子	兄弟・ 姉妹	祖父・ 祖母	孫	親 戚	隣 人・ 知 人	ホ ー ム ヘ ル パ ー	施 設 の 職 員	ボ ラ ン テ ィ ア	特 に い な い	そ の 他	無 回 答
全 体	541	191	94	66	12	1	-	2	1	6	34	1	49	17	67
	100	35.3	17.4	12.2	2.2	0.2	-	0.4	0.2	1.1	6.3	0.2	9.1	3.1	12.4
身体障害者手帳	374	170	15	61	4	-	-	1	-	5	21	1	36	13	47
	100	45.5	4	16.3	1.1	-	-	0.3	-	1.3	5.6	0.3	9.6	3.5	12.6
療育手帳	68	2	47	-	5	1	-	1	1	-	1	-	3	2	5
	100	2.9	69.1	-	7.4	1.5	-	1.5	1.5	-	1.5	-	4.4	2.9	7.4
精神障害者保健福祉手帳	60	9	22	4	2	-	-	-	-	1	5	-	9	1	7
	100	15	36.7	6.7	3.3	-	-	-	-	1.7	8.3	-	15	1.7	11.7
重複して持っている	18	3	9	-	1	-	-	-	-	-	4	-	-	-	1
	100	16.7	50	-	5.6	-	-	-	-	-	22.2	-	-	-	5.6
無回答	21	7	1	1	-	-	-	-	-	-	3	-	1	1	7
	100	33.3	4.8	4.8	-	-	-	-	-	-	14.3	-	4.8	4.8	33.3

施策の方向

①ケアマネジメントの実施【重点施策 4】

平成 24 年度より支給決定プロセスの見直しにより、障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、ケアマネジメント（計画相談支援、障がい児相談支援）を実施していきます。

②訪問系サービスの充実

日常生活上の支援等障がいのある人の居宅での生活を支えるため、事業者との協力のもと、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援の提供の充実に努めます。

③日中活動系サービスの充実

障がいのある人の日中における自立した生活を支援するため、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所のサービスの充実に努めます。

また、「海津市はばたき」を設置し、指定管理者の運営により、生活介護及び就労継続支援B型に新しく取り組んでいきます。また、短期入所の事業所が少ないことが課題と言えますが、障がいのある人のニーズに基づいたサービス提供ができるようサービス提供体制の整備に引き続き努めていきます。

④居住系サービスの充実【重点施策 4】

日常生活を営むのに支障のある障がいのある人や、夜間において介助が必要な人の生活を支援するため、施設入所支援・グループホーム・ケアホーム等障がいのある人の状況に応じた適切なサービスの提供の充実に努めます。

⑤地域移行支援・地域定着支援の推進【重点施策 4】

平成 24 年度から障がいのある人が施設等から地域に移行する“地域移行”を進めていきます。地域移行の内容として「地域移行支援」と「地域定着支援」があり、「地域移行支援」とは、障害者支援施設に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人に対して住居の確保やその他地域生活への移行の支援を行います。また、「地域定着支援」とは、施設や病院から退所、退院した障がいのある人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人等に対して常時連絡体制を確保し、緊急事態への対応等を行います。

⑥介助者へのケアの充実

障がいのある人の生活を支える介助者の多くは配偶者や親等の家族であり、介助疲れや体調不良等の状態にならないような心身両面でのケアについて検討し、介助者に対しても支援していきます。

(3) 地域生活支援事業の充実

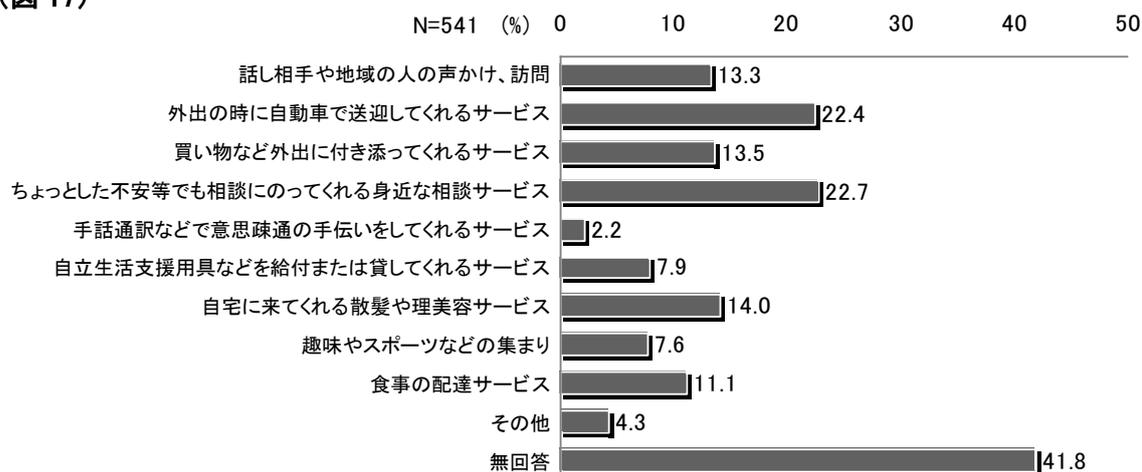
「地域生活支援事業」は、障がいのある人の地域生活を支援していくうえで必要とされるサービスの提供を行うことを目的としており、「相談支援事業」「コミュニケーション支援事業」「移動支援事業」等があります。

アンケート調査結果では、必要な支援は、「ちょっとした不安や困りごとでも相談にのってくれる身近な相談サービス」「外出の時に自動車で送迎してくれるサービス」「話し相手や地域の人との声かけ、訪問」が多くなっています。(図17)

このように今後も地域の特性や利用者の状況、ニーズに応じ、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう継続して支援していく必要があります。

○必要な生活支援について

(図17)



施策の方向

①地域生活支援事業の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて事業を実施します。必須事業として、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、任意事業として、視覚障がい者(児)ガイドヘルパー派遣事業、障がい児タイムケア事業、日中一時支援事業、更生訓練費支給事業、自動車免許取得・改造助成事業、訪問入浴サービス事業、社会参加促進事業を実施します。

(4) 各種手当・制度等の周知

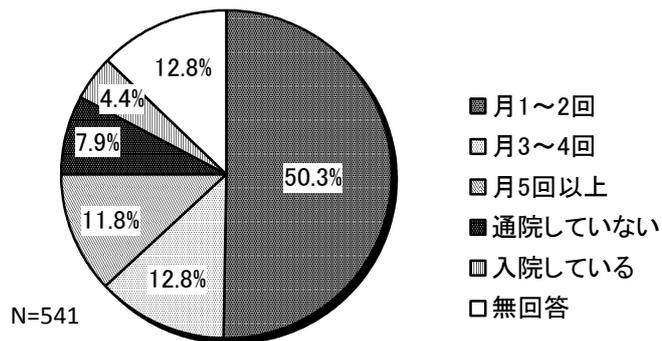
障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと生活するためには、障がいのある人に対する福祉手当や助成制度の充実が必要となります。

アンケート調査結果では、通院の頻度については、「月1～2回」が多く、通院等で困ることは、「医療費や交通費の負担が大きい」となっており、特に医療と切り離すことができない精神障がいのある人においては、経済的な支援を必要と感じている人が多くなっています。(図18、表3)

今後、障がいのある人の負担を軽減するため、受給資格者に対して不利益が生じないように、情報提供を図ります。

○通院頻度

(図18)



○通院等で困ること

(表3)

	全 体	上段：実数 下段：(%)									
		し通院 してく れると きに 介助を 受ける 人	療専門 関的 な治 療を 行う 医	き専門 機関 がハ 近ビ リが ない	医時 機受 けが 身近 にく なる の	ちよ つと した 病気 等	師が いに 往診 を頼 める 医	い歯 科診 療を 受け られ な	が医 療費 や交 通費 の負 担	特に 困っ てい ない	そ の 他
全 体	541	19	68	45	21	33	20	68	197	24	149
	100	3.5	12.6	8.3	3.9	6.1	3.7	12.6	36.4	4.4	27.5
身体障害者手帳	374	12	47	32	13	21	15	45	141	15	104
	100	3.2	12.6	8.6	3.5	5.6	4	12	37.7	4	27.8
療育手帳	68	2	10	7	3	4	1	6	27	2	17
	100	2.9	14.7	10.3	4.4	5.9	1.5	8.8	39.7	2.9	25
精神障害者保健福祉手帳	60	3	3	1	2	4	1	12	20	5	18
	100	5	5	1.7	3.3	6.7	1.7	20	33.3	8.3	30
重複して持っている	18	2	5	5	2	4	3	1	3	1	2
	100	11.1	27.8	27.8	11.1	22.2	16.7	5.6	16.7	5.6	11.1
無回答	21	-	3	-	1	-	-	4	6	1	8
	100	-	14.3	-	4.8	-	-	19	28.6	4.8	38.1

施策の方向

①各種助成制度の周知

相談員、相談支援事業所及び市において、相談しやすい体制をつくり、各種助成制度の周知を図ります。

- 自動車取得税、自動車税、軽自動車税減免制度
- 有料道路通行料金割引制度
- 重度心身障がい者（児）の医療費助成制度
- 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）制度
- 自動車運転免許取得費用の助成制度
- 自動車改造費用の助成制度
- 重度身体障害者介助用自動車購入、改造費用の助成制度
- NHK放送受信料の免除制度

②各種福祉手当の周知

特別児童扶養手当や特別障害者手当等の支給の周知を図ります。

- 特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当
- 特別障害者手当

3 生活環境

(1) 生活環境の整備

本市では、平成18年12月に施行された「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)及び県の「福祉のまちづくり条例」に基づき生活環境の整備に努めてきました。

アンケート調査結果では、障がいのある人の調査で、生活の場は「自宅(借家・借間・アパート等を含む)」が86.7%と最も多く、改造した(したい)箇所は「浴室」「トイレ」と日常的に使用頻度の高い箇所が多くなっています。また、「住まいをもっと住みやすく、介助がしやすいように改修したい」というニーズも36.8%の人で見られました。(図19、図20、図21)

現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、知的障がいのある人から「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」という意見が多くあります。(表4)

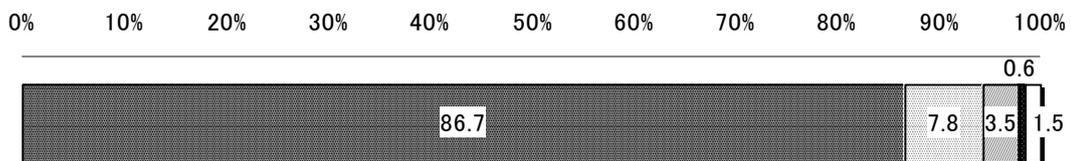
住宅は日常生活の基盤であるため、今後、住宅整備にかかわる制度や、住宅改善助成制度の利用促進を図っていく必要があります。また、公共施設や民間施設を問わずバリアフリーを推進し、新たな建物の建設の際には障がいのある人もない人もすべての人に使いやすいデザインである“ユニバーサルデザイン”の考え方を導入していくことが求められます。

そして、将来の住まいや施設の問題は障がいのある人やその家族にとって重大な問題であり、今後の制度改正を踏まえて的確にニーズを把握し、計画的なサービスの拡充を進めていく必要があります。

○主な生活の場

(図19)

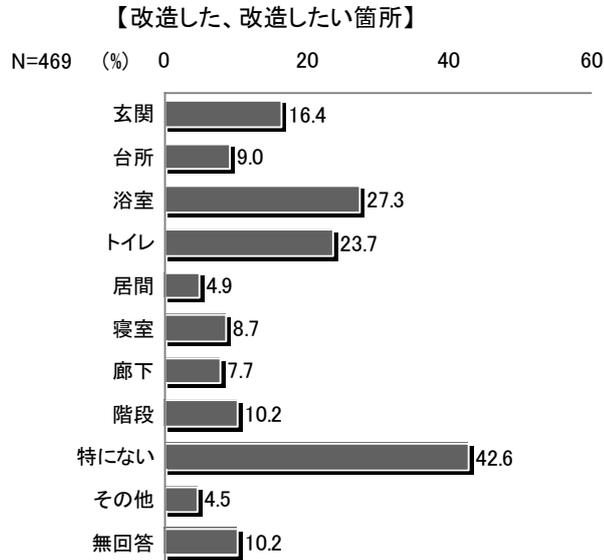
N=541



■ 自宅(借家・借間・アパートなどを含む) □ 施設・グループホーム □ 病院 ■ その他 □ 無回答

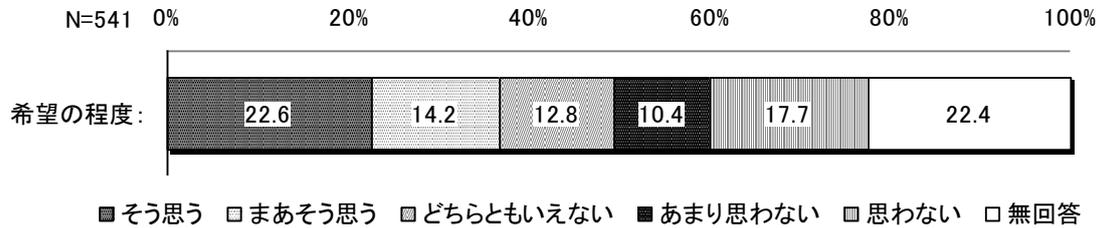
○改造した（したい）場所

(図 20)



(図 21)

【④住まいをもっと住みやすく、介助がしやすいように改修したい】



○現在の生活で困っていることや不安に思っていること

(表 4)

	全 体	困っていることや不安に思っていること													その他	無 回 答
		いを身の回りで介助や支援が受けられない	い一緒に暮らす人がいない	働くところがない	い十分な収入が得られない	け趣味や生きがいが見つけられない	な生活情報を得られない	信自分の健康や体力に自信がない	状家族など介護者の健康状態が不安	家家族との関係	隣近所との関係	な療サービスが受けられない	必必要な保健・福祉・医療サービスが受けられない	か将来的に生活する住環境が不安		
全 体	541 100	21 3.9	15 2.8	41 7.6	108 20	55 10.2	21 3.9	211 39	106 19.6	64 11.8	25 4.6	14 2.6	90 16.6	135 25	25 4.6	37 6.8
身体障害者手帳	374 100	11 2.9	9 2.4	18 4.8	54 14.4	32 8.6	11 2.9	164 43.9	71 19	33 8.8	13 3.5	7 1.9	44 11.8	105 28.1	15 4	26 7
療育手帳	68 100	1 1.5	3 4.4	8 11.8	14 20.6	11 16.2	6 8.8	6 8.8	7 10.3	7 10.3	2 2.9	4 5.9	29 42.6	16 23.5	4 5.9	5 7.4
精神障害者保健福祉手帳	60 100	6 10	3 5	13 21.7	33 55	10 16.7	2 3.3	28 46.7	16 26.7	20 33.3	9 15	1 1.7	11 18.3	6 10	2 3.3	4 6.7
重複して持っている	18 100	1 5.6	-	2 11.1	3 16.7	1 5.6	-	6 33.3	9 50	3 16.7	3 5.6	1 11.1	2 33.3	6 5.6	1 16.7	1 5.6
無回答	21 100	2 9.5	-	-	4 19	1 4.8	2 9.5	7 33.3	3 14.3	1 4.8	-	-	-	7 33.3	1 4.8	1 4.8

上段：実数
下段：(%)

施策の方向

①住宅の整備支援

日常生活用具給付等事業による住宅改造に対する助成制度の周知と有効活用を図ります。

②まちづくりの推進体制の整備

「岐阜県福祉のまちづくり条例」及び国の関係法令の普及・啓発に努め、国・県・市の各行政機関、事業者、市民が一体となった、人にやさしいまちづくりの推進を行っていきます。

③グループホーム、ケアホームの整備・充実【重点施策4】

障がいのある人の地域での生活を支援するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進するためにグループホーム、ケアホームの整備を推進していきます。

(2) 移動・交通対策の推進

障がいのある人の移動に関する課題として、介助者がいない場合または介助者に車がない場合、移動時の費用が高く、支援やサービスが不足しています。また、公共交通機関についても、本数が少なく、バス停、駅まで行く移動手段がなく公共交通機関の利用が難しい現状があります。

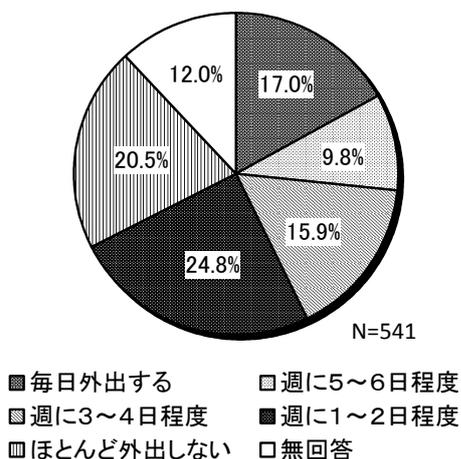
アンケート調査結果では、外出については、「週に1～2日程度」が24.8%と最も多く、以下「ほとんど外出しない」(20.5%)、「毎日外出する」(17.0%)が続いています。外出の際の交通手段については、「家族が運転する車」が多くなっており、外出の際に不便・困ることについては、「公共交通機関の利用が不便(路線がない、バスの便が少ない等)」が多くなっていました。(図22、図23、図24)

このように、移動の問題は、外出の際の壁になっていることが考えられ、障がいのある人の社会参加を促進するためにも、移動支援サービスの充実を進めていく必要があります。

○外出頻度・交通手段・不便に感じること

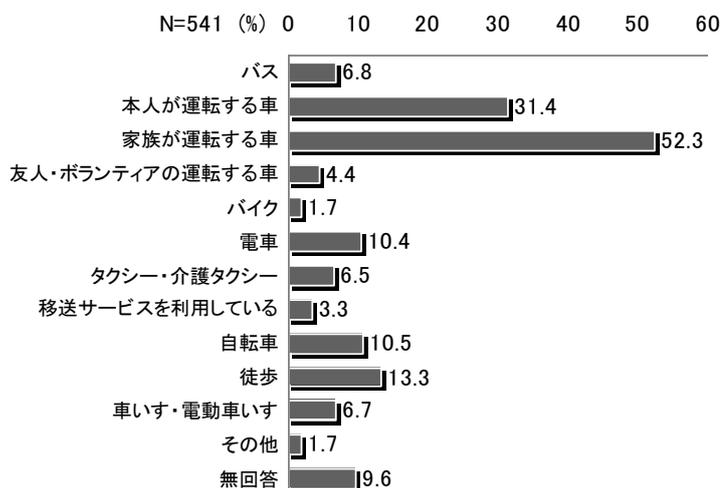
(図22)

【外出頻度】



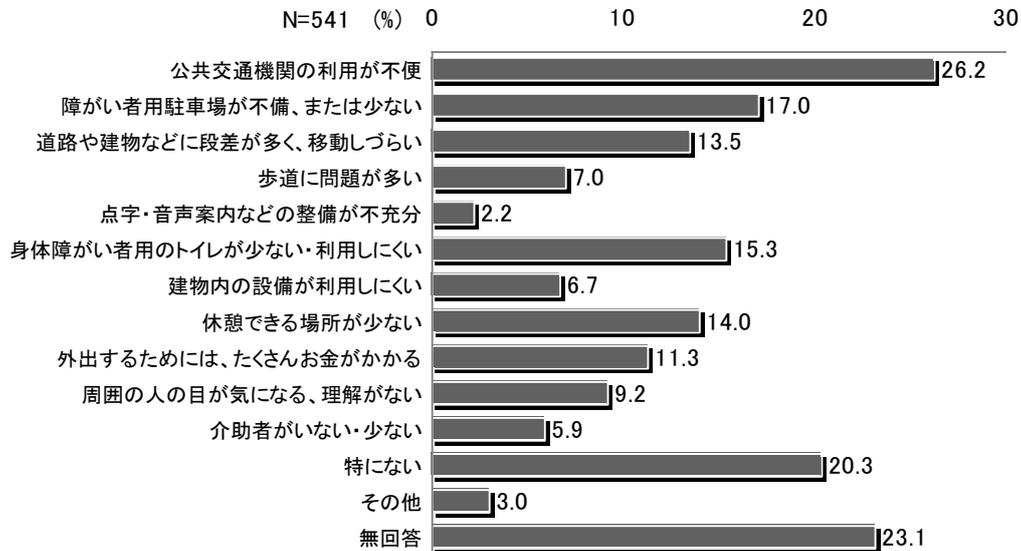
(図23)

【外出する際の交通手段】



○外出のとき、不便に感じたり困ること

(図 24)



施策の方向

①公共交通機関の利便性の向上

市民の利用状況及び要望事項等を踏まえて適切に路線・運行時間・運行方法等の見直しを行い、市民のニーズにあったコミュニティバスの利便性の向上に努めます。

②道路や公共施設等の整備

道路や公共施設等の段差の解消、障がいのある人に配慮した駐車スペース等を設置する等、障がいのある人が安心して外出できるよう道路や公共施設の整備に努めます。

③自動車の利用に対する支援

障がいのある人の自動車の利用を支援するため、自動車改造助成事業や運転免許取得費の助成、有料道路通行割引等の周知と利用促進を図り、障がいのある人が外出しやすくなるよう努めます。

④移動支援事業の充実

移動支援を行う事業所が少ない状況はありますが、利用者の要望に沿う事業者と委託契約を締結して、移動支援の充実に努めます。

(3) 防犯・防災体制の整備

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受けて、障がいのある人等の災害時要援護者への支援についての検討が急務となっています。また、本市を含む東海地域で今後予測されている東海・東南海地震等に対しても防災に対する意識啓発、地域の避難訓練への参加促進等の取り組みが必要となっています。

障がいのある人のアンケート調査結果では、地震等災害発生時の避難について 36.8%が「1人で避難できない」と回答しており、特に知的障がいのある人で「できない」人が 50.0%と多くなっています。(図 25) また、避難するのに困ることは、身体障がいのある人では「避難場所まで行けない(坂や階段がある、避難場所が遠いなど)」、知的障がいのある人・精神障がいのある人では「災害時の緊急の連絡方法・連絡先がわからない」が多くなっており、災害発生時の避難についても障がいにより様々な課題があることがわかりました。(表 5)

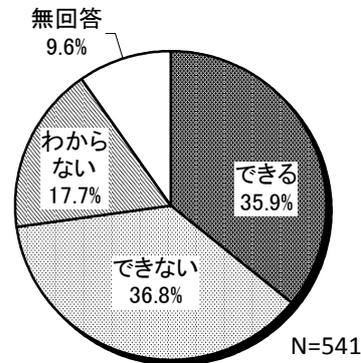
障がいのある人の防災のニーズとして「地震などの災害の時、安否を確認してほしい」と“思う”人が 59.9%ありました。また、障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために何が必要かという施策の優先順位を問う設問に対しては、「災害時に備え、要支援者の把握と安否確認、避難先の確保等」が 4 番目と比較的上位にあります。(図 26、図 27)

このような、障がいのある人の要望を踏まえて、市で進めている災害時要援護者台帳の整備や福祉総務課・防災係等との連携はもちろんのこと、自治会・区・地域のボランティア・民生委員・児童委員等と協力して安否確認の体制づくりを進めていく必要があります。

防災のみでなく日常的な防犯活動も重要であり、地域の住民の協力が不可欠となります。そのため、日頃から障がいのある人に対する防犯・防災知識の普及、支援体制の充実等、地域における防犯・防災対策を推進する必要があります。

○災害発生時の避難について

(図 25)



○避難するのに困ること

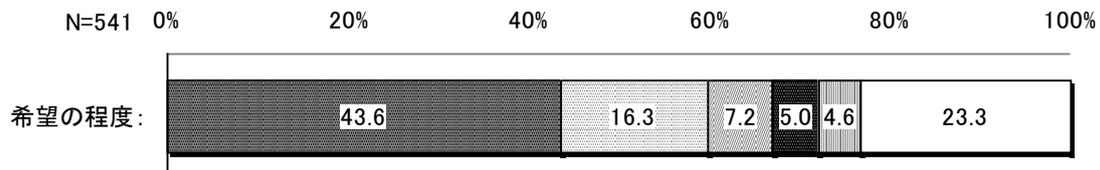
(表 5)

	全 体	難(避難場所が遠いなど)	い緊急時の介助者がいない	助が 年齢介 助が できない 緊急時 の人が 高介	で近 お隣の 人間 関係が 疎遠	い法 害・連 絡の緊 急の 連絡な 方	災 害時の 情報入 手・連 絡	困る ことは ない	そ の 他	無 回 答	上段：実数 下段：(%)	
											実数	割合 (%)
全 体	541	185	67	53	27	79	74	122	44	103	100	19
身体障害者手帳	374	145	49	44	14	43	44	80	20	76	100	20.3
療育手帳	68	15	9	2	5	19	12	17	6	9	100	13.2
精神障害者保健福祉手帳	60	9	5	4	5	11	10	20	10	9	100	15
重複して持っている	18	11	2	2	2	5	6	2	4	2	100	11.1
無回答	21	5	2	1	1	1	2	3	4	7	100	33.3

○希望の程度

(図 26)

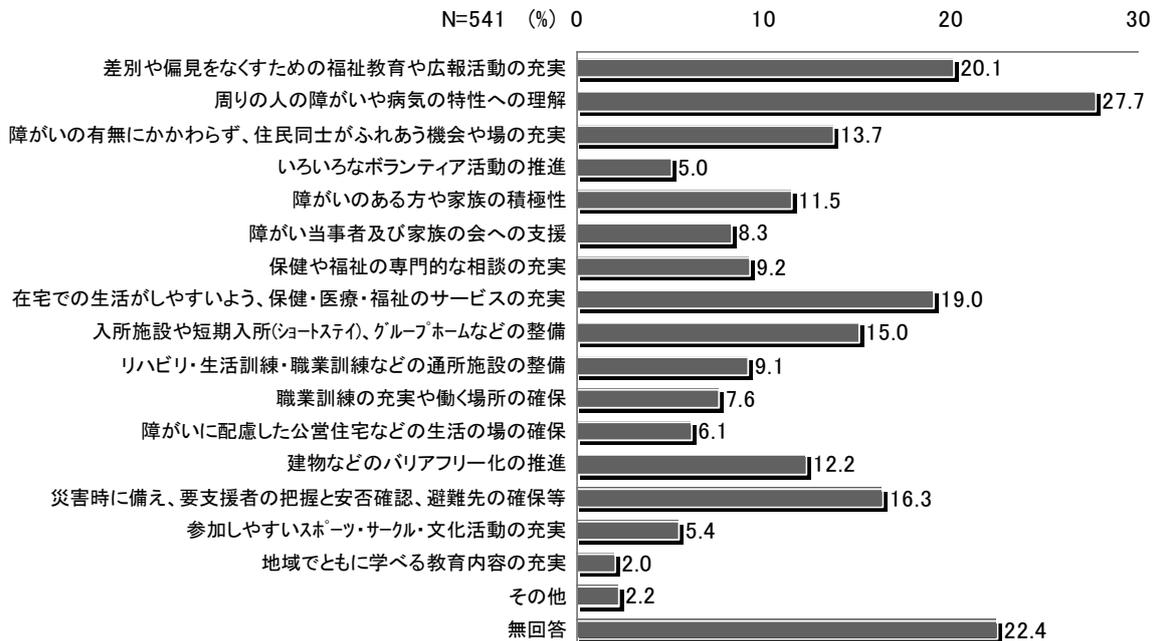
【⑤地震などの災害の時、安否を確認してほしい】



■ そう思う □ まあそう思う ■ どちらともいえない ■ あまり思わない □ 思わない □ 無回答

○障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと

(図 27)



施策の方向

①地域防災体制の整備【重点施策 5】

平常時及び災害時に地域防災を担う自主防災組織は、災害時要援護者への支援を行う非常に重要な組織と言えます。現在本市では、自主防災組織が 70 自治会と広がりを見せています。

要援護者に一番身近な自治会、区、自主防災組織が中心となり、要援護者や地域住民とともに避難経路の確認や、避難訓練に参加できる場づくりが必要です。

今後も関係部署と連携し、地域住民に地域防災の重要性を周知・啓発していきます。

②災害時要援護者に対する支援体制づくりの推進【重点施策 5】

平成 23 年 9 月 1 日現在、災害時要援護者台帳への登録者数は 1,062 名となっています。障害者手帳所持者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）2,300 名（H23.3）のうち、災害時要援護者台帳への登録者数は 64 名（H23.9.1 現在）となっており、障がいのある人に対して同制度の周知が不十分であると言えます。これは、本人及び家族からの申請に基づいているため、本人及び家族からの申請がなければ、名簿に掲載されず支援が行き届きません。

そのため、関係課、関係機関、自治会長、区長、民生委員・児童委員等と連携し、災害時に避難支援を必要とする人の日頃よりの状況把握と、障がいのある人やその家族等へ声かけの必要性を周知し、災害時要援護者台帳への登録を呼びかけていきます。

また、「災害時要援護者マップ」により、避難場所の確認や、避難に支援を必要とする人がどこに所在しているかを明らかにすることで、地域ぐるみの災害時要援護者支援体制づくりを進めていきます。

■数値目標

(人)

評価指標	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
災害時要援護者登録者数	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350

③防災訓練等の実施【重点施策 5】

年 1 回の市内全域の防災訓練には、障がいのある人にも訓練に参加できるように周知します。また、防災訓練等に参加できない人については、見落としがないように民生委員・児童委員等と連携して役割に応じた確認を行います。

④防災に関する制度の周知

火災報知器、聴覚障害者用通信装置等の給付制度や緊急通報装置の貸与制度の周知と活用を促進します。また、言語障がい及び聴覚障がい等によって意思疎通の困難な一人暮らしの人等に対して、適切な医療につなぐため、救急医療情報キットの配布及び周知を継続していきます。

⑤地域防犯体制の確立

障がいのある人が犯罪の被害者とならないように、海津警察署等と連携し防犯対策を推進するとともに、誰もが安心して暮らせるようにするため、地域における防犯体制の確立を図ります。

4 教育・育成

(1) 就学前の支援の充実

現在、本市では、乳幼児健診・教室相談や保健師による家庭訪問等を行い、障がいの早期発見に努めるとともに、早期の療育相談や療育指導を充実し、適切な治療や指導、訓練により障がいの軽減を図っています。

障がい児保育については、公立保育園2か所、私立保育園7か所、幼稚園2か所、認定こども園3か所のすべての園で、障がいのある子どもを受け入れています。また、児童デイサービスでは、市内の小学校就学前の言語や行動面の発達が気になる子どもを対象に、発達段階に応じて専任の指導員が個別指導と小集団指導を行っています。

さらに、発達障がいに関する対応が必要となってきたため、平成24年度より「発達支援センター」を海津総合福祉会館内に設置し、障がいのある子どもや気になる子どもの早期発見・早期療育を図る体制づくりを進めます。

施策の方向

①療育体制の充実【重点施策1】

相談や指導の充実に努めます。また、各関係機関と連携する等、相談・指導等の支援体制の充実に図り、平成22年3月に設置した療育システム推進委員会の機能を円滑にしていけます。また、ステージ移行の際、支援がとぎれたり、理解が得られないという問題が起こらないように、サポートブックの活用を促進し、具体的な支援の引継ぎに活用していきます。

②障がい児保育の充実

障がいのある子どもの発達段階や疾病についての理解を深め、一人ひとりの子どもがどのようなやりにくさを持っているのかを見極める力と、その子どもにあった支援を工夫していく体制の整備を図ります。

③障がいのある子どもに対する幼児教育の充実

障がいのある子どもの幼児教育指導体制を整備し、指導内容の充実や指導方法の工夫改善等を行い、幼児教育の充実に努めます。

④保育士・幼稚園教諭のスキルアップ【重点施策1】

障がいのある子どもや気になる子どもを受け持つ先生だけの問題でなく、園全体で話し合い、いろいろな立場の意見も取り入れ、共通理解のうえ、障がいのある子どもや気になる子どもの指導にあたります。また、保育士や幼稚園教諭のスキルアップのため、各関係機関の研修への積極的な参加に努めます。現在、各園や児童デイサービス指導員等が参加して、ケース検討会を毎月実施しており、今後も継続して実施していきます。

⑤児童発達支援事業（児童デイサービス）の充実

現在の3か所ある児童デイサービスを、児童発達支援事業として充実させ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供します。

このサービスについては、平成22年度で年間延べ2,232人の利用者があり、今後も利用者の増加が見込まれるため、事業内容の見直し、指導員のスキルアップ等によりサービスの充実を図ります。

■数値目標

(利用者数(延べ)／年)

評価指標	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
児童発達支援事業(児童デイサービス)利用者数	2,500	3,000	3,200	3,200	3,200

⑥保育園等訪問による支援の充実【重点施策1】

現在保育園等を利用している集団の中で気になる子どもに対して、各園を訪問し集団生活適応のための相談や、専門的な支援を実施しています。また、園の職員に対する支援もあわせて実施していきます。

(2) 学校での支援の充実

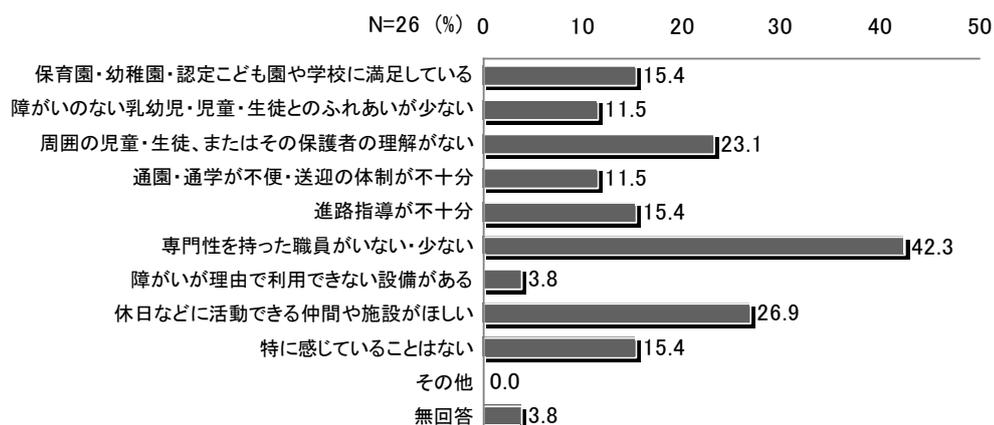
障がいのある子どもの教育を取り巻く状況は、ノーマライゼーションの進展、障がいの重度・重複化や多様化、教育の地方分権等により、大きな変化が生じています。そのようななか、発達障害者支援法及び学校教育法等の一部を改正する法律により、障がいのある子どもを生涯にわたって支援する観点から、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、関係者との連携による適切な支援を効果的に行うことが重要です。このため、関係機関との緊密な連携により、早期発見・治療にあわせて、早期から発達を促すための教育的支援を行うことが重要になっています。

アンケート調査結果では、通園・通学について感じていることは、「専門性を持った職員がいない・少ない」が42.3%と最も多くなっており、以下「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」(26.9%)、「周囲の児童・生徒、またはその保護者の理解がない」(23.1%)が続いています。(図28)

今後は、一人ひとりの教育的ニーズに沿った支援をさらに充実するために、専門性を持った職員の配置を検討していく必要があります。また、子どもの休日の仲間づくり、活動の場づくりへの支援、また、障がいに対する理解を深めるよう周囲の児童・生徒、またはその保護者への啓発活動が課題であると言えます。

○通園・通学時に感じること

(図28)



施策の方向

①教育内容の充実

障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒と一緒に授業や交流を行う機会を引き続き設け、一人ひとりの豊かな人間性の育成を図るよう、教育内容の充実に努めます。また各学校で障がいのある児童・生徒を受け入れることができるよう段差の解消や障がいのある人用のトイレの設置等、施設の整備を進めます。

②就学相談・指導の充実

一人ひとりの障がいの実態や教育的ニーズに応じた就学を図るため、指導・助言や必要な調査・資料収集、相談体制の充実に努めます。学校・施設等の関係機関との連携等を図り、相談体制の充実に努めます。

③教職員のスキルアップ

教職員に対しては障がいのある児童・生徒の状況に応じて、正しい理解と認識及び指導力を養うことを目標とした研修の機会を持ち、教育内容の充実とスキルアップに努めます。

④福祉教育の充実

現在、市内学校では、障がい者施設への訪問、ボランティア活動の実践等の福祉教育を推進しています。今後さらに、特別支援学校や障がい者施設と小・中学校との交流を推進し、児童・生徒や地域住民が障がいや障がいのある人に対する理解を深めることができるよう、福祉教育の充実を図ります。

(3) 特別支援教育の充実

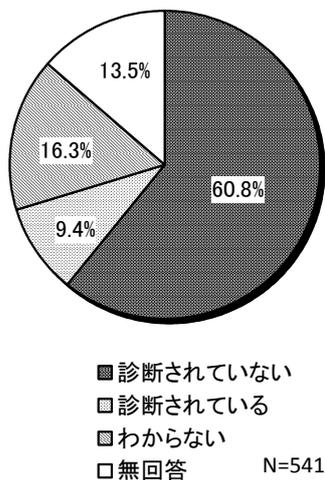
本市においては、平成20年に海津特別支援学校が開校し、特別支援教育の環境整備の充実が進められてきました。また、現在小・中学校の通常学級に在籍している自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいのある児童・生徒に対する支援も進めています。

障がいのある人のアンケート調査では9.4%が発達障がいと診断されていると回答しており、発達障がいについて相談したいことは、「生活に関すること」「福祉サービスに関すること」がそれぞれ最も多くなっています。（図29、図30）

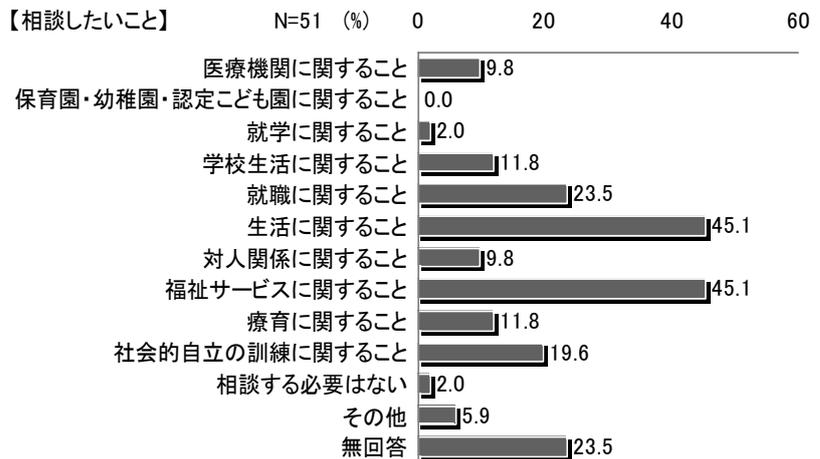
また、障がいのない人のアンケート調査では、発達がアンバランスな子どもに対する支援として「安心して気軽に相談できる環境整備」が63.3%と最も多く、次いで「家族の気づきにつながる情報提供体制の充実」（41.0%）となっています。（図31）

○発達障がいについて

(図 29)

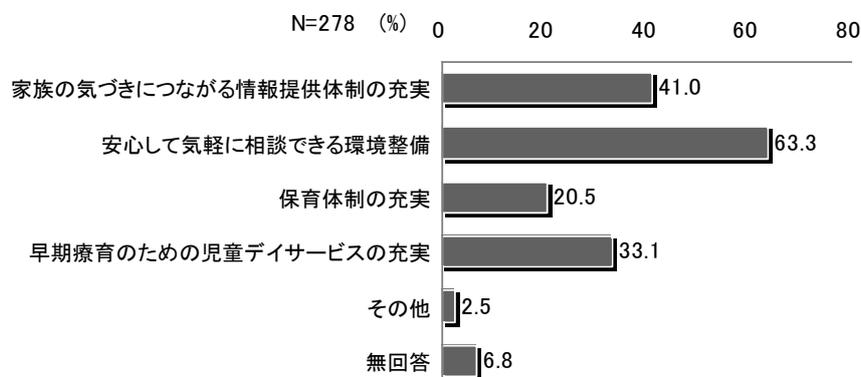


(図 30)



○発達がアンバランスな子どもに対する支援について

(図 31)



施策の方向

①特別支援教育の充実

特別支援教育の内容の充実を図るため、特別支援教育についての理解を深め、相談支援体制の充実を図ります。また、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うよう努めます。今後、教職員のスキルアップに努め、指導体制の充実を図ります。

②発達障がいのある子ども（人）への支援の充実【重点施策 1】

本市では、平成 24 年 4 月から発達支援センターにおいて、発達障がいのある子ども（人）やその家族に対して、相談や発達検査を行い、発達段階に応じた相談支援や小集団支援を行います。また、小学生の余暇支援としてかいづキッズクラブ等を行い、地域で安心して生活ができるように、関係機関とも連携を図りながら支援していきます。

③発達障がいに関する周知・啓発【重点施策 1】

発達支援センターを拠点として、発達障がいの基礎知識と発達段階に応じた支援のあり方に関する情報提供や各種相談等、発達障がいについての理解の促進を図ります。

④特別支援学校と小学校、中学校との交流の推進

海津特別支援学校と近隣の今尾小学校や平田中学校とは交流が進められています。今後は、近隣の学校のみならず、海津市内の小学校や中学校との交流を活発にして、障がいと障がいのある子どもに対する理解を深めていきます。

5 雇用・就労

(1) 雇用・就労の促進

障がいのある人が仕事についてその能力を発揮し収入を得ることは、経済的な自立をもたらすのみならず、生きがいを見出すことにもなります。

今後、障がいのある人の雇用の機会の拡大や継続を支援する相談支援体制を充実させるとともに、各関係機関との連携を図りながら、企業に対して障がいのある人を雇用することへの理解を得るための啓発を行う必要があります。

障がい者の雇用に関する法律や制度の動向としては、平成 21 年 4 月に「障害者の雇用等の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、中小企業における障がいのある人の雇用促進のため、平成 22 年 7 月 1 日から 200 人以上 300 人以下の企業が障害者雇用納付金制度の対象となり、平成 27 年 4 月から 100 名以上 200 名以下の企業も対象となります。

また、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しとして、身体障がいのある人及び知的障がいのある人の短時間労働者が雇用義務の対象となり、週 20 時間以上 30 時間未満を実雇用率のカウントが 0.5 カウントになりました。

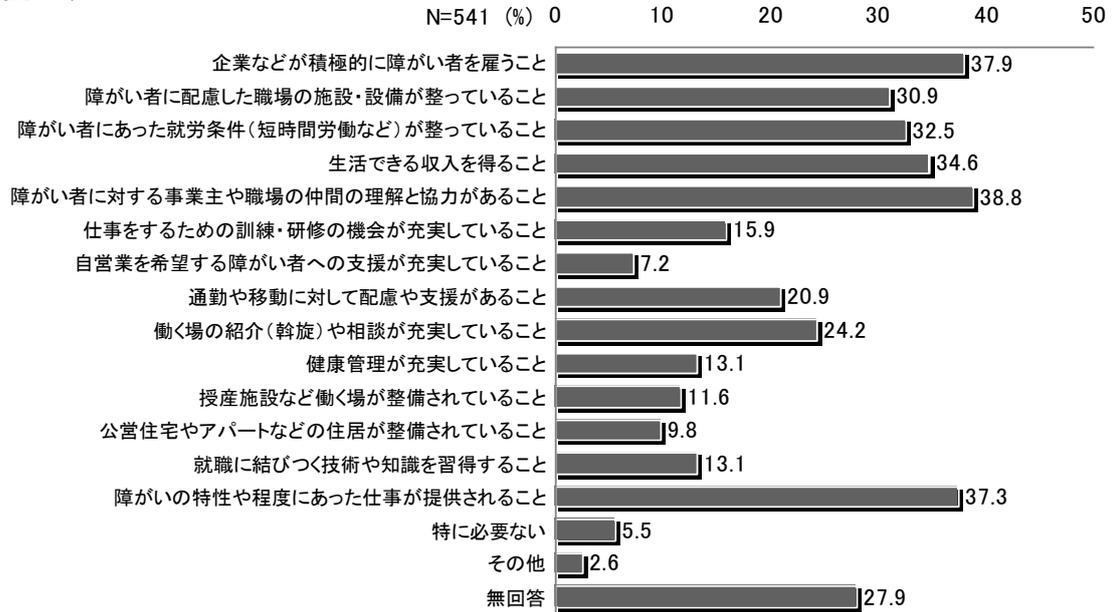
障がいのある人のアンケート調査結果では、就労するために必要なことは、「障がいのある人に対する事業主や職場の仲間の理解があること」(38.8%)、「企業などが積極的に障がいのある人を雇うこと」(37.9%)、「障がいの特性や程度にあった仕事が提供されること」(37.3%)が多くなっています。一方、障がいのない人のアンケート調査結果では、「企業が積極的に障がいのある方を雇用する」が 62.2%と最も多く、以下「障がいのある方に対する理解を深める」(55.8%)、「仕事紹介や相談できる場を整備する」(50.0%)と続いています。(図 32、図 33)

このように、障がいのある人もない人も、企業の積極的な雇用を望んでおり、同時に職場に受け入れるための障がいのある人への理解が必要と考えられます。また、障がいの特性から仕事、作業はできても、自分にあったものがないため、就労や作業をするに至っていないケースも多くあります。そのため、サービス提供事業者との協力のもと、多くの人が就労できる受け皿づくり等就労支援施策を充実するとともに、大垣公共職業安定所や西濃障がい者就業・生活支援センター等と連携し、一人でも多くの障がいのある人が就労へとつながるように支援していく必要があります。

○就労するために必要なこと

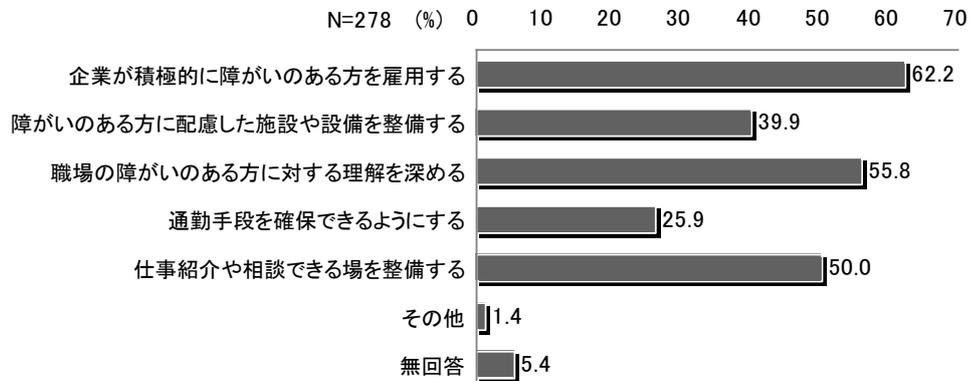
【障がいのある人】

(図 32)



【障がいのない人】

(図 33)



施策の方向

①障がいのある人の雇用の啓発活動の推進【重点施策3】

障がいのある人への雇用・就労の促進を図るため、雇用に対する理解と積極的な協力を、大垣公共職業安定所と連携し、海津市商工会等へ働きかけます。

また、「障害者雇用促進月間」(9月)には、市報やホームページ等により障がいのある人の雇用の促進を図ります。

②障がいのある人の就労支援【重点施策3】

西濃障がい者就業・生活支援センター、大垣公共職業安定所と連携し、障がいのある人が一般就労するために、計画的な訓練や指導、事業所における作業実習や職場体験を実施し、適性に応じた就労移行のための支援等を推進します。

また、公的事業等においても、障がいのある人の雇用の促進につなげるための物品購入や、委託業務の発注による作業量を確保する取り組みについて検討を進めていきます。

③相談窓口の充実【重点施策3】

障がいの内容及び程度、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じた職業相談ができるよう、西濃障がい者就業・生活支援センター、大垣公共職業安定所等と連携して障がいのある人や企業に対する相談体制の充実に努めます。

(2) 福祉的就労の促進

一般企業での就労が困難な障がいのある人にとって、自己実現や生きがいを見出し、自立した生活を送ることができる福祉的就労の場づくりが重要となります。「成長力底上げ戦略」(平成19年2月)では、障がいのある人等について、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立、生活の質の向上を図るため、平成19年度を初年度とする『「福祉から雇用へ」推進5ヵ年計画』が策定され、障がいのある人の福祉的就労から一般雇用への移行促進や福祉的就労の底上げ等を重点的に実施されています。

アンケート調査結果では、就労状況について、身体障がいのある人は「常勤」、知的障がいのある人は「福祉的就労」、精神障がいのある人は「パートタイム・アルバイト」が多くなっており、特に知的障がいのある人については66.7%の人が福祉的就労に就いています。自分にあった仕事や作業をしたいと“思う”ニーズは、障がいのある人では39.9%あり、知的障がいのある人は73.5%となっています。(表6、図34、図35)

今後、企業や事業所等への雇用・就労が困難な場合、授産施設・作業所等の利用の促進を図り、新体系サービスへの移行を促進しながら、福祉的就労の場を確保していく必要があります。

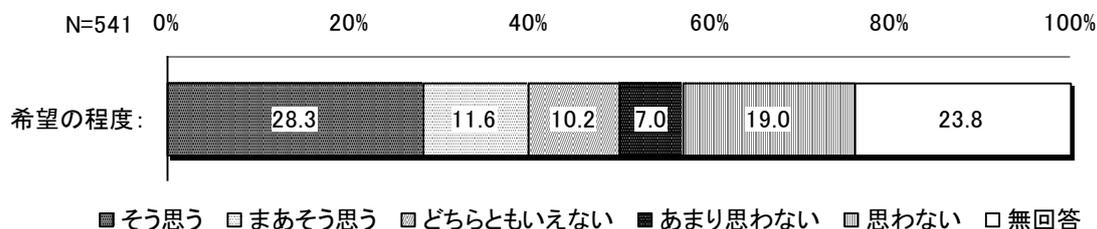
○就労状況

(表6)

	全 体	常 勤	イ パ ー ト タ イ ム ・ ア ル バ	自 営 業	就 授 産 施 設 な ど の 福 祉 的	内 職	そ の 他	無 回 答	上段：実数
									下段：(%)
全 体	62 100	20 32.3	15 24.2	9 14.5	14 22.6	-	2 3.2	2 3.2	
身体障害者手帳	36 100	15 41.7	8 22.2	9 25	1 2.8	-	1 2.8	2 5.6	
療育手帳	18 100	4 22.2	2 11.1	-	12 66.7	-	-	-	
精神障害者保健福祉手帳	5 100	-	5 100	-	-	-	-	-	
重複して持っている	1 100	-	-	-	1 100	-	-	-	
無回答	2 100	1 50	-	-	-	-	1 50	-	

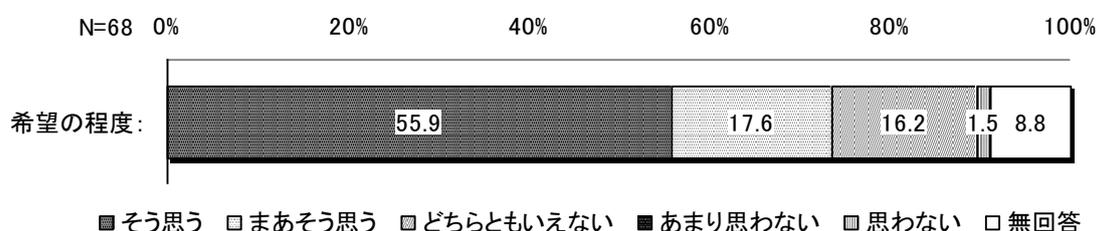
(図 34)

【①自分にあつた仕事や作業をしたい】(障がいのある人)



(図 35)

【①自分にあつた仕事や作業をしたい】(療育手帳所持者)



施策の方向

①就労移行支援の充実【重点施策 3】

一般企業への就職を希望する障がいのある人に対して、一定期間、実習や知識、能力の向上のための指導を行い、就労移行支援を推進し、適性にあつた職場への就労・定着を支援します。

市内には、就労移行支援事業所が1か所あり、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等就労に必要な支援を行っています。市外にも就労移行支援事業所が増加しており、就労移行支援を推進します。

②就労継続支援の充実【重点施策 3】

一般企業への常勤的就労が困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供する等、就労継続支援を推進し、一般就労に必要な知識・能力の向上のための支援を行います。

市内には、就労継続支援B型の事業所が2か所あります。平成24年4月から新たに「海津市はばたき」が加わり、生産活動にかかる知識・能力の向上や維持するための支援を行っていきます。また、企業からの受託作業や自主商品

の生産により、安定的な仕事の確保に向け努力し、通所する障がいのある人の工賃アップに向けて取り組んでいます。市では、受託作業を発注する企業拡大のため、商工会等と連携して支援していきます

近年、近隣では就労継続支援A型の事業所が増加しており、雇用契約に基づき、継続的に就労する障がいのある人に、引き続き、雇用の場の拡大を支援します。

③福祉的就労の促進支援【重点施策3】

各施設における自主商品のPRや市または地域の行事への積極的な参加を促進し、福祉的就労の活性化を図ります。

6 保健・医療

(1) 障がいの予防と健康の増進

がん・脳血管疾患・心疾患・糖尿病等の生活習慣病を原因とした障がいが増加しています。

本市では、各種がん検診や健康増進事業等により、障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見に努めています。また、子どもの疾病や障がいの早期発見・早期療育のためには、母子保健活動の充実が不可欠です。

障がいのある人のアンケート調査結果では、定期健診の受診の状況について、「病院など健診を受けている」人が37.0%と最も多くなっていますが、「受けていない」人も35.5%と3割以上みられます。また、健康を維持するために最も心がけていることは「なるべく体を動かすようにしている」が27.4%と最も多く、以下「規則正しい生活を送るよう心がけている」(15.7%)、「定期的に健康診断や医師の診察を受けるようにしている」(11.6%)が続いています。(図36、図37)

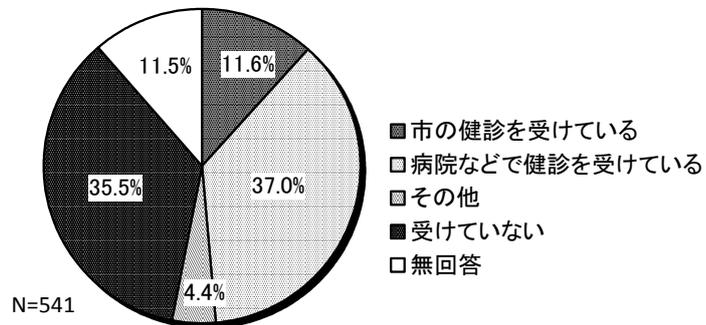
健診の未受診の人も多くみられるため、定期的な健診の受診を関係課と連携して働きかけていく必要があります。

今後も、保健サービスや医療を充実させ、障がいのある人の生活の質を高め、保健・医療サービスの提供を図ることにより、障がいの予防・早期発見・早期治療に努める必要があります。

さらに、子どもの疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育は、その後の疾病・障がいの軽減や発達に大きく影響を及ぼすことから、今後も、周産期から幼児期までの各種健診及び教室相談に取り組む必要があります。

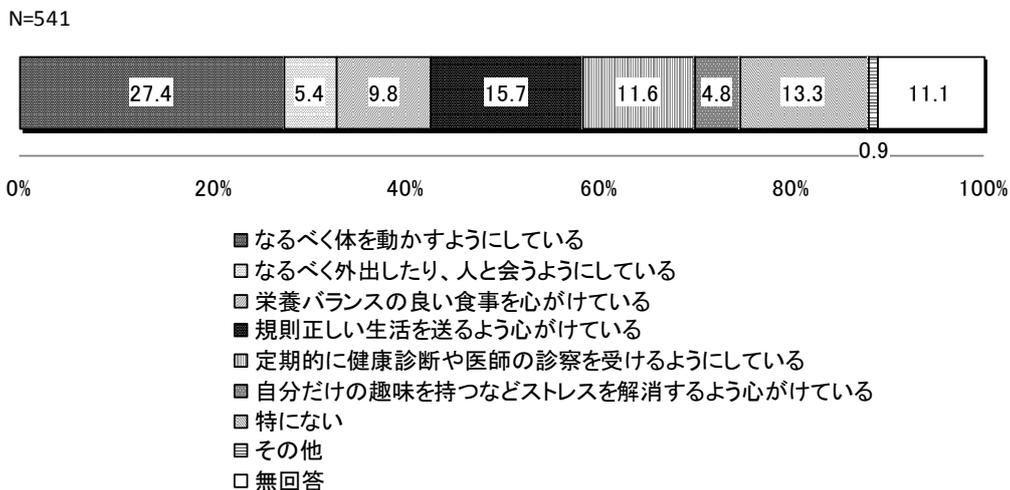
○定期健診について

(図 36)



○健康を維持するために最も心がけていること

(図 37)



施策の方向

①母子保健活動の充実【重点施策 1】

妊娠届出時及び妊婦相談・母親学級・育児教室等で、妊娠・出産から育児にいたるまでの正しい知識を啓発し、出産や育児に不安を持つ妊婦や母親の相談支援体制の充実を図ります。また、乳幼児健診等の内容の充実と疾病等の早期発見に努め、治療や療育につながる支援体制の充実を図ります。

②発達障がいのある子ども（人）への支援の充実【重点施策1】

平成24年4月に発達支援センターの開設により、保健・医療・福祉・教育をはじめとする関係機関との連携、ネットワークを形成し、学習障がい（LD）や注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等発達障がいの早期発見に努めるとともに、早期の発達支援、専門的な発達支援、特別支援教育等、発達段階に応じた適切な支援が受けられる体制づくり等、発達障がいのある子ども（人）への支援の充実に努めます。

③疾病の予防、早期発見・早期治療の推進

生活習慣病（特定）健診や各種がん検診内容の充実と利用促進を図り、疾病の早期発見・早期治療に努めます。また、生活習慣改善に重点をおいた健康教育・健康相談を推進し、生活習慣病の予防に関する周知を図ります。

④医療情報の周知徹底

障がいのある人、高齢者、子ども等がそれぞれの病状に応じた適切な医療や歯科診療が受けられるように、医療機関に関する情報提供の充実に努めます。

(2) 精神保健福祉施策の推進

近年、社会環境の複雑化や多様化のためにストレスが増大し、適応障がいや心の病が増加する傾向にあります。

精神障がいのある人については、発病が主に思春期以降になるため、本人だけでなく保護者（家族）の受け入れや理解が得にくく、早期発見、早期治療に結びつきにくい状況にあります。また、疾病の特性上、長期にわたる治療が必要なことから、本人、家族への支援も必要になります。

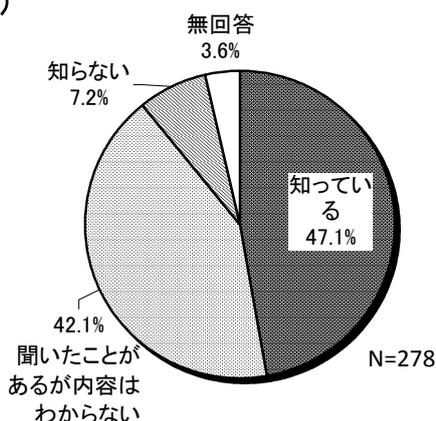
また、うつ病等による自殺対策には、思春期、壮年期、高齢期等のライフステージに応じたきめ細かい精神保健対策を推進することが必要です。

障がいのない人に実施したアンケート調査結果では、精神障がい〔統合失調症、気分（感情）障がい（うつ病等）、神経症性障がい（ストレス関連障がい）等〕について知っている人は、47.1%と約半数にとどまっています。また、精神障がいのある人の接し方については、「周囲の理解があれば普通に接することができると思う」が38.1%と最も多くなっていましたが、「わからない」も29.5%あり、精神障がいについてさらに周知し、理解を深める必要があると考えられます。（図38、図39）

今後、メンタルヘルスの取り組みや自殺防止対策等を行うことにより、市民に対して精神障がいの正しい理解を深めていく必要があります。

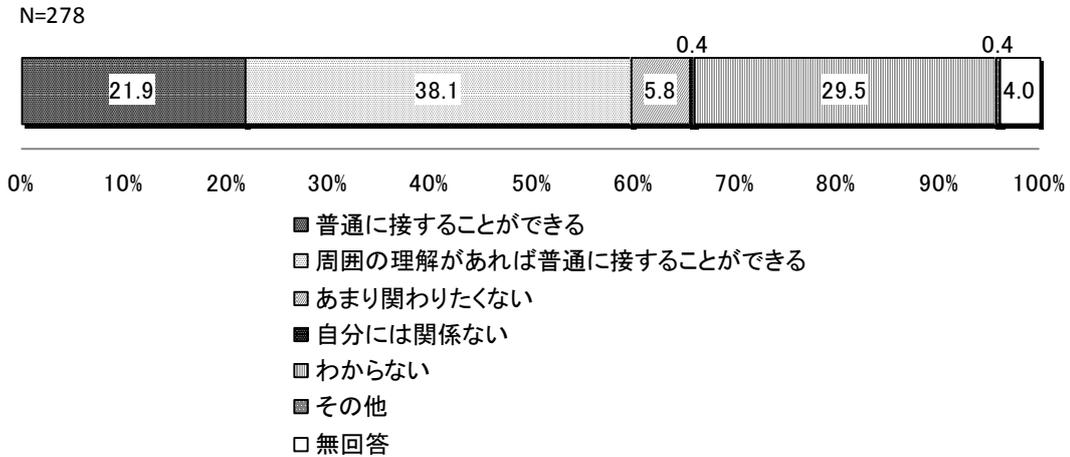
○精神障がいについて

(図 38)



○精神障がいのある人との接し方について

(図 39)



施策の方向

①社会復帰や自立促進【重点施策 4】

平成 24 年度から本市の事業として精神障がいのある人等の地域生活への移行に関する事業を進めていきます。地域移行が進むことにより、精神障がいのある人に対する退院後の支援や社会復帰、一人暮らしの自立促進等を支援していきます。また、精神障がいのある人やその家族等が、積極的に活動ができるよう家族会活動を支援していきます。

②相談支援体制の充実

平成 22 年度から市で実施している精神科医師による「悩みごと相談」を継続し、市民が身近なところで相談できるよう支援します。また、相談支援事業所、地域活動支援センター、保健所、医療機関と連携し、精神障がいのある人及び家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

③メンタルヘルスの周知や研修会の実施

本市では、毎年 10 人前後が自殺で亡くなっていますが、全国的にも自殺者は毎年 3 万人を超えて社会問題となっています。自殺の原因・動機がわかる人のなかで一番多いのは、「うつ病」です。そのため、うつ病予防を市報、ホームページ、健康展で周知していきます。

また、地域に潜在するうつ病の人の自殺を未然に防ぐため、民生委員・児童委員、母子保健推進員に対する研修会を行います。

7 情報・コミュニケーション

(1) 情報提供の充実

現在、窓口での対応のほかに、市報やホームページへの情報掲載やパンフレットの活用を行い、障がいのある人に必要な情報が的確に伝わるよう努めます。また、財団法人岐阜県身体障害者福祉協会海津支部を通じた情報提供も実施していきます。

アンケート調査では、障がい者福祉に関する情報の入手先は、身体障がいのある人は「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」、「病院」、知的障がいのある人は「広報紙」、「友人・知人・近所の人」、精神障がいのある人は「医療機関」が多くなっています。(表7) また、必要な情報として、身体障がいのある人と精神障がいのある人については「障害年金や障害手当等の情報」がもっとも多く、知的障がいのある人は「相談できる場の情報」となっています。(表8)

今後も、必要な情報が障がいのある人に的確に伝わるよう、情報提供・表示等の方法について検討し、各関係機関と連携をしながら充実を図ります。

○情報の入手先について

(表7)

	全 体	障 が い 者 (児) の 団 体	テ レ ビ ・ ラ ジ オ ・ 新 聞 ・ 雑 誌	広 報 紙	家 族 ・ 親 族	友 人 ・ 知 人 ・ 近 所 の 人	こ ど も 園 ・ 幼 稚 園 ・ 学 校	医 療 機 関	市 役 所 ・ 県 の 職 員	所 と 事 業 所 (施 設 作 業 場 所)	サ ー ビ ス を 	社 会 福 祉 協 議 会	地 域 生 活 支 援 セ ン タ ー	民 生 委 員 ・ 児 童 委 員	専 門 の 相 談 員 ・ 指 導 員	ホ ー ム ヘ ル パ ー	ホ ー ム ペ ー ジ	特 に な い	そ の 他	無 回 答
全 体	541 100	44 8.1	107 19.8	94 17.4	83 15.3	73 13.5	12 2.2	109 20.1	91 16.8	70 12.9	65 12	22 4.1	12 2.2	28 5.2	16 3	18 3.3	55 10.2	16 3	119 22	
身体障害者手帳	374 100	29 7.8	80 21.4	65 17.4	58 15.5	45 12	2 0.5	71 19	55 14.7	39 10.4	50 13.4	17 4.5	12 3.2	17 4.5	13 3.5	11 2.9	39 10.4	7 1.9	96 25.7	
療育手帳	68 100	9 13.2	11 16.2	16 23.5	8 11.8	16 23.5	8 11.8	9 13.2	14 20.6	13 19.1	8 11.8	3 4.4	-	6 8.8	-	3 4.4	6 8.8	1 1.5	8 11.8	
精神障害者保健福祉手帳	60 100	1 1.7	11 18.3	9 15	10 16.7	6 10	1 1.7	1 33.3	20 18.3	11 11.7	7 11.7	4 6.7	2 3.3	-	5 8.3	3 5	2 3.3	8 13.3	5 8.3	7 11.7
重複して持っている	18 100	5 27.8	4 22.2	3 16.7	3 27.8	5 11.1	2 5.6	1 33.3	6 27.8	5 44.4	8 56	1 5.6	-	-	-	2 11.1	2 5.6	1 11.1	2 11.1	
無回答	21 100	-	1 4.8	1 4.8	2 9.5	4 19	-	3 14.3	6 28.6	3 14.3	3 9.5	2 9.5	-	-	-	-	-	1 4.8	1 4.8	8 38.1

上段：実数
下段：(%)

○必要な情報について

(表8)

上段：実数
下段：(%)

	全 体	ホームヘルパーなどのサービスに関する情報	社会福祉施設の情報	医療機関の情報	相談できる場の情報	障害年金や障害手当などの情報	福祉に関する法律や政策などの情報	スポーツ・文化活動などの情報	障がいのある方たちの情報	発達障がいに関する支援の情報	権利擁護に関する情報	その他	無回答
全体	541 100	49 9.1	124 22.9	132 24.4	110 20.3	159 29.4	96 17.7	25 4.6	54 10	29 5.4	23 4.3	13 2.4	184 34
身体障害者手帳	374 100	36 9.6	83 22.2	97 25.9	59 15.8	99 26.5	65 17.4	11 2.9	29 7.8	5 1.3	12 3.2	6 1.6	143 38.2
療育手帳	68 100	2 2.9	20 29.4	12 17.6	24 35.3	22 32.4	12 17.6	9 13.2	18 26.5	21 30.9	3 4.4	1 1.5	13 19.1
精神障害者保健福祉手帳	60 100	9 15	11 18.3	10 16.7	19 31.7	28 46.7	12 20	3 5	5 8.3	1 1.7	6 10	4 6.7	15 25
重複して持っている	18 100	1 5.6	7 38.9	10 55.6	5 27.8	6 33.3	6 33.3	1 5.6	1 5.6	2 11.1	1 5.6	1 5.6	2 11.1
無回答	21 100	1 4.8	3 14.3	3 14.3	3 14.3	4 19	1 4.8	1 4.8	1 4.8	-	1 4.8	1 4.8	11 52.4

施策の方向

①情報提供の充実

ホームページ等により福祉サービスに関する情報提供体制の整備・充実に努めます。また、視覚・聴覚障がいのある人に対する日常生活用具給付事業（情報・意思疎通支援用具の給付）の利用促進を図ります。

さらに、相談支援事業所、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員等による情報提供の推進に努めます。

②情報の共有化

各関係機関が連携し、保健・医療・福祉・教育に関する情報の共有化、相互活用を図りながら、総合的な情報提供の充実に努めます。

③コミュニケーション支援事業の促進

手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通を図ることを目的としたコミュニケーション支援事業の促進を図ります。

(2) 障がい者スポーツ・芸術・文化活動等の促進

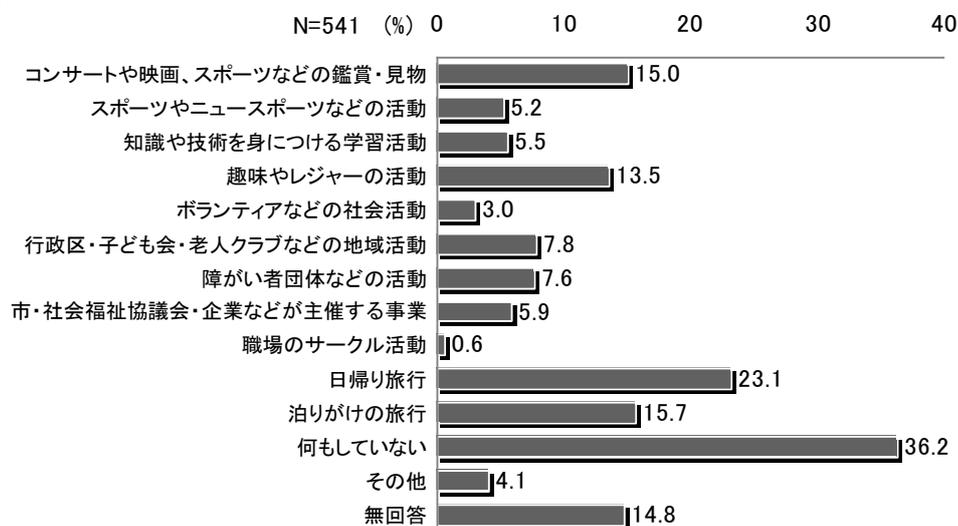
生活を豊かで潤いのあるものにするスポーツ・レクリエーション活動等に、障がいのある人もない人も気軽に参加できるよう、活動の場や施設の整備を図る必要があります。

障がいのある人のアンケート調査結果では、この1年間の趣味や学習スポーツの活動状況は、「何もしていない」という人が36.2%と最も多くなっています。以下「日帰り旅行」(23.1%)や「泊まりがけの旅行」(15.7%)、「コンサートや映画、スポーツ等の鑑賞・見物」(15.0%)となっています。スポーツやニュースポーツの活動は5.2%となっています。(図40)

今後、きっかけがなく「何もしていない」という人に対して、生涯学習や文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等への参加を働きかけていく必要があります。また、障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくためには、市民が障がいを正しく理解し、意識を高めていく必要があります。

○趣味や学習、スポーツなどの活動について

(図40)



施策の方向

①障がい者スポーツの推進

スポーツ・レクリエーション行事への参加について積極的な支援を行い、障がい者スポーツの推進を図ります。また、岐阜県障害者スポーツ協会開催の春大会・秋大会・スポーツ教室の参加の支援、岐阜県身体障害者福祉協会青壮年部主催のソフトボール大会の参加の支援を行います。岐阜県身体障害者福祉協会の西濃地区体育大会への参加についても引き続き支援していきます。

②行事の振興

平成24年10月には、第12回全国障害者スポーツ大会（ぎふ清流大会）が岐阜県で開催されます。海津市では、岐阜県代表で出場する障がいのある選手を、市を挙げて積極的に支援します。

毎年開催される全国障害者スポーツ大会への県選手団に選出された選手に、引き続き支援していきます。

また、岐阜県身体障害者福祉協会をはじめ、各種団体と連携し、ボランティアの参加を得ながら、「長良川ふれあいマラソン大会」や障がいのある人もない人も参加できる行事の振興及び障がいのある人の社会参加の促進を図り、障がいまたは障がいのある人に対する市民の意識の高揚を図ります。

③文化・芸術活動への支援

障がいのある人の文化活動等、積極的な活動を行うことができるように支援します。

④生涯学習の促進

障がいのある人も利用しやすい社会教育施設の充実に努めます。また、各種講座や教室に関する情報提供を充実させるとともに生涯学習活動の促進を図ります。